政　令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也

政令第二百四十七号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「三十九人」を「四十人」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也

政令第二百四十八号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第六十六条中「十二課」を「十一課」に、「航空機武器宇宙産業課」を「航空機武器宇宙産業課　車両課」に改める。

第七十五条を次のように改める。

（自動車課の所掌事務）

第七十五条　自動車課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八条第一号及び第十号に掲げる事務であって、次に掲げる物資に関するものに関すること。

自動車（トレーラーを含む。）並びにその車体及び部品
トラクターその他特殊自動車
消防ポンプ
ばね
産業車両及び陸用内燃機関
自転車（リヤカーを含む。）及びその部品

二　自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条　削除

附　則

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

経済産業大臣　枝野　幸男
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也

消費者安全調査委員会令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也

政令第二百四十九号

消費者安全調査委員会令

内閣は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第三十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（部会）

第一条　消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6　調査委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって調査委員会の議決とすることができる。

（議事）

第二条　調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2　調査委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3　調査委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　前三項の規定は、部会の議事について準用する。

（庶務）

第三条　調査委員会の庶務は、消費者庁消費者安全課において処理する。

（調査委員会の運営）

第四条　この政令に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附　則

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也

消費者安全法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也

政令第二百五十号

消費者安全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費者安全法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十七号）の施行に伴い、及び消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第四十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条第六項第一号」を「第二条第七項第一号」に改める。

第五条中「第二条第六項第二号」を「第二条第七項第二号」に改める。

第八条中「第二十三条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第十六条、第十七条第二項から第五項まで並びに第十八条から第二十一条まで」を「第十九条、第三十一条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条、第三十九条、第四十条第二項から第五項まで並びに第四十一条から第四十四条まで」に改める。

第九条第一項中「第二十三条第二項」を「第四十六条第二項」に、「第二十二条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「第二十三条第二項」を「第四十六条第二項」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也

政令第二百五十一号

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の三に次の一号を加える。

五十六　一・三・五・七―テトラアザトリシクロ［三・三・一・一^{3,7}］デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）